

## 後期高齢者医療制度

### 平成20年4月から

### 新しい高齢者の医療制度が始まります



平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度へ変わり、75歳以上の高齢者等の人は、この後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。新しい制度の概要についてお知らせします。

#### 後期高齢者医療制度の運営主体は？

新しい制度の運営は、千葉県内のすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が行います。

#### 被保険者となる人は？

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から資格取得）
- ・65～74歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けたり、認定日から資格取得した人（認定日から資格取得）
- ・制度施行の平成20年4月1日に75歳以上の人、一定の障害があり認定を受けている65歳以上の人は、自動的に被保険者となります。特に手続きは必要ありません。

#### 被保険者証はどのような？

- ・平成20年3月末までにお送りする予定です。
- ・お一人ずつ交付します。（配達記録郵便により郵送）
- ・クレジットカードと同じくらいの大きさになります。
- ・今までの老人医療受給者証は必要なくなります。

#### 保険料の支払い方法は？

年額18万円以上の年金受給者については、原則、年金から保険料が天引きされます。それ以外の場合は、加入者が住む市町村ごとに定める納期に従って納付書によりお支払いいただくこととなります。ただし、介護保険と合わせた

#### 保険料の上限はあるの？

保険料が、年金額の2分の1を超える場合は年金から天引きの対象になりません。

一人ひとりの保険料額は、上限額（賦課限度額）が50万円に設定されます。

#### 給付はどのようなの？

これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

#### 広域連合と市町村の役割は？

広域連合は主に被保険者の加入・脱退や保険料の決定、給付の決定など制度の運営全般を行います。市町村は主に保険料の徴収や各種申請・届け出の受け付け、被保険者証

表1

	均等割額	所得割額
均一保険料率	37,400円	7.12%
(均等割：所得割)	46:54	



匝瑳市	均等割額	所得割額
	32,800円	6.25%

表2

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減割合
ア 33万円	7割
イ 33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である当該世帯主を除く。）	5割
ウ 33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者の数	2割

#### 保険料の軽減制度

低所得世帯に属する方の軽減措置

所得の低い世帯に属する被保険者については、表2の基準により、被保険者均等割額を軽減します。これは、現在の市町村の国民健康保険と同様です。

総所得金額等とは、例えば、公的年金のみの収入の場合、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減の判定については、65歳以上の公的年金所得については、こ

#### 保険料はいくらなるの？

の引き渡しなどの窓口業務を行います。

保険料率は、広域連合の区域内において均一に定めることになっています。ただし、医療費が低い市町村で厚生労働大臣が定めるものについては、広域連合の条例により、来年4月1日から6年以内の期間、暫定的に保険料率を軽減できることになっています。匝瑳市はこの基準に該当するため、県内市町村に比べ保険料が安く設定されています。（表1）

れからさらに15万円を差し引いた額で判定します。

なお、世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

**健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置**

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、これまで保険料を負担していなかったことを考慮して制度加入時から2年間、所得割を課さず、被保険者均等割額を5割軽減します。

なお、国において、この均等割額の軽減後の5割分（新たに負担増となる部分）について、徴収を一時凍結することも検討されましたが、今般、「制度の一部凍結」の通り、見直しが行われることになりました。

被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称です。

**問市民課高齢者医療準備班**

☎73・0086

平成20年4月から

## 国民健康保険の主な改正点

**義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります。**  
乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。（表3）

**70歳以上75歳未満の人（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割になります。**

70歳以上75歳未満の人の窓口負担は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。（表4）

（平成20年4月1日から1年間は、現役並み所得者を除き、1割に据え置かれます。詳しくは「制度の一部凍結」をご覧ください。）

**問市民課国保班 ☎73・0086**

表3

平成20年3月31日まで 3歳未満	2割
平成20年4月1日から 義務教育就学前	2割
（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	

表4

平成20年3月31日まで 70歳以上75歳未満	1割
（現役並み所得者以外）	
↓	
平成20年4月1日から 70歳以上75歳未満	2割
（現役並み所得者以外）	

## 制度の一部凍結

今般、政府において、高齢者医療制度が次の通り見直され、実施することになりました。

**後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料**  
平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額（被保険者均等割）が9割軽減された額となります。

（対象者）

75歳以上の方（注1）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において被用者保険（注2）の被扶養者となっている人（注1）65〜74歳で一定の障害認定を受けた人を含む。  
（注2）政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

**問市民課高齢者医療準備班 ☎73・0086**

### 70歳以上75歳未満の人（注1）の窓口負担

平成20年4月から平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据え置かれます。

（注1）既に3割負担をしている人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。

**問市民課国保班 ☎73・0086**

## あなたの年金記録確認のための「ねんきん特別便」のお知らせ

「ねんきん特別便」を受け取られたら、その内容を十分に確認してください。特別便には「年金記録のお知らせ」と「年金加入記録照会票」・「確認はがき」が入っています。

訂正がある場合...「年金加入記録照会票」にご記入の上、手続きをしてください。（すでに年金を受け取られている人は社会保険事務所で手続きが必要です）

訂正がない場合...訂正がなくても必ず「確認はがき」を送ってください。

**問ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555、市民課年金班 ☎73-0086、市民室 ☎67-3112**